

高槻市民の皆さまへ

## 一部損壊の罹災証明書の交付申請支援を無料で行います

大阪北部地震及び台風第 21 号により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

大阪府行政書士会では、被災された方で役所等に出向くことができず、「罹災証明書」の交付申請の手続きができない方に代わり、一定の期間、一部損壊の罹災証明書の交付申請支援を無料で行います。

- 避難所に避難して交通手段がない
- 高齢なので役所に一人では出向くことができない
- 写真等が準備できない



等の理由で、罹災証明書の交付申請をご自身で行うことが困難な方は下記までご連絡ください。

連絡先：大阪府行政書士会 事務局災害対策担当

☎ 06-6943-7501

受付：月曜日～金曜日（祝日を除く）

午前9時30分～午後4時30分

※行政書士は国家資格者です。官公署に提出する書類（罹災証明書の交付申請等）の作成、申請等の代理は、他の法律で定めのある場合を除き、行政書士の業務です。